

# IASB 公開草案「会計方針の開示 (IAS 第 1 号及び IFRS 実務記述書第 2 号の修正案)」に対するコメント・レター

ASBJ 専門研究員 やまざわ しんご  
山澤 伸吾

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）から 2019 年 8 月に公表された公開草案「会計方針の開示 (IAS 第 1 号及び IFRS 実務記述書第 2 号の修正案)」(以下「本公開草案」という。)に対して 2019 年 11 月にコメント・レターを送付している。

## 本公開草案の概要

本公開草案は、主に以下の 3 点について、会計方針の開示について定める IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び関連する実務記述書である IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」を修正することを提案したものである(『季刊会計基準』第 67 号「IASB 公開草案『会計方針の開示 (IAS 第 1 号及び IFRS 実務記述書第 2 号の修正案)』の解説」も併せて参照されたい)。

- (1) 会計方針の開示の決定への重要性の概念の適用、及び重要性の概念の適用を論拠とした「重要な (significant)」会計方針から「重要性がある (material)」会計方針への用語の置換え
- (2) 会計方針に重要性がある (material) かどうか、企業が判定するためのガイダンスの提供
- (3) 重要性がある (material) 会計方針に関して、企業がどのように情報を提供することが有用であるかについてのガイダンスの提供

## コメント・レターの概要

本公開草案に対する当委員会の主なコメントは、次のとおりである。

- (1) 開示すべき会計方針を記述するにあたっては、「重要性がある (material)」という用語を使うべきではない。我々は、この「重要な (significant)」から「重要性がある (material)」への変更の IASB の論拠に説得力がないと考えている。さらに、「重要性がある (material)」ではなくむしろ、「重要な (significant)」という用語が用いられている他の IFRS 基準があるが、なぜ会計方針の開示の文脈でのみ「重要な (significant)」という用語が「重要性がある (material)」という用語に置き換えられて、IFRS 基準の他の場所では置き換えられないのか、我々は理解することが困難である。
- (2) 我々は、規範性のあるガイダンスに含める会計方針の例示は、次の 2 つのタイプの会計方針に限られるべきであると考える。
  - ① ある会計基準における 1 つ又は複数の代替的選択肢から選択された会計方針
  - ② 具体的に当てはまる会計基準がない場合に策定された会計方針
- (3) IFRS 基準の要求事項をどのように適用するかに関する企業固有の情報を企業がどのように

提供すべきか、ということに対処する具体的なガイダンスが現行の IFRS 基準にも本公開草案においても無いため、この点を検討しなければ実務が改善されるのか疑問である。

当委員会は上記 3 点のコメントに加え、本公開草案と会計方針の概念という文脈で関連する別の公開草案「会計方針及び会計上の見積り（IAS 第 8 号の修正案）」（2017 年 9 月公表）の論点について、関連する論点は一緒に検討するべきであると考えている旨のコメント・レターを提出した。